

全国グループホーム団体連合会の主張

我々は、以下の理由で名古屋一審判決破棄を主張します。

- ① 認知症は病気が理由で発症する症状で、その症状によって起きる事象を、本人もしくはその家族だけの責任とすることはできません。
- ② 認知症状態にある方の安全を保つために、家族が片時も目を離さないで支援し続ける義務があるという発想自体が、人の生活を考えた時に不可能であることが自明の理であるからです。
- ③ このような判決が判例となれば、認知症状態の方々が「安全のため」という言葉の下、隔離などが行われ、基本的人権を脅かされる可能性があります。
- ④ 社会保障や社会資源の活用に於いて、認知症状態にある方の安全の確保が完全でない以上は、国にも責任があります。
- ⑤ このような列車事故をなくすために、鉄道会社が具体的な方策をとっていないことも言及される必要があります。

全国グループホーム団体連合会は、認知症状態にあっても人として尊厳を保持し、堂々と地域を闊歩できるような「まちづくり」をおこなっていきます。

そのために、地域住民の方々や他の職種の方々と連携をとり、今後とも認知症状態にある方々の有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援して行きます。

平成 26 年 3 月 23 日

代表 世一 修